

理事選出規程

第1条 第19条の(1)の理事については、次のとおり選出するものとする。

1 地区別基準

区分	子連名	定数 (人)
東 部	和木町・岩国市・柳井市・周防大島町・ 田布施町・平生町	2
中 部	光市・下松市・周南市・防府市・山口市	2
西 部	宇部市・山陽小野田市・下関市	<u>2</u>
北 部	美祢市・長門市・萩市・阿武町	2

2 学識経験者	定数 2
----------------	-------------

<u>3 会長推薦</u>	定数 2
----------------------	-------------

この規程は令和6年6月8日から実施する。